19　市町村基本構想等策定状況調

（平成30年４月１日現在）

項目 / 市町村名	基本構想								基本計画		国土利用計画
	改定	議決年月	計画期間	アンケート	審議会	市民集会等	論文意見等	その他	改定	計画期間	
長野市		29.3	29.4～39.3	○	○	○	○	○		29.4～34.3	
松本市		22.12	23.4～33.3	○	○		○			28.4～33.3	
上田市		27.9	28.4～38.3	○	○	○	○	○		28.4～33.3	○
岡谷市		21.2	21.4～31.3	○	○	○	○	○		26.4～31.3	○
飯田市		28.12	29.4～41.3	○	○	○		○		29.4～33.3	○
諏訪市			24.4～34.3	○	○	○	○	○		29.4～34.3	
須坂市		22.12	23.4～33.3	○	○	○	○	○		28.4～33.3	○
小諸市		28.3	28.4～40.3	○	○	○	○	○	改	28.4～32.3	○
伊那市		19.12	21.4～31.3	○	○	○	○			26.4～31.3	○
駒ヶ根市		25.12	26.4～36.3	○	○	○		○		26.4～31.3	○
中野市		27.12	28.4～38.3	○	○	○	○	○		28.4～34.3	○
大町市		28.12	29.4～39.3	○	○	○	○			29.4～34.3	○
飯山市		25.3	25.4～35.3	○	○	○	○		改	30.4～35.3	○
茅野市	改	30.3	30.4～40.3	○	○	○	○		改	30.4～35.3	
塩尻市		26.12	27.4～36.3	○	○	○	○	○	改	30.4～33.3	○
佐久市		28.12	29.4～39.3	○	○	○	○	○		29.4～34.3	○
千曲市		29.3	29.4～39.3	○	○	○	○	○		29.4～34.3	○
東御市		26.3	26.4～36.3	○	○	○	○	○		26.4～31.3	
安曇野市	改	30.3	30.4～40.3	○	○	○	○	○	改	30.4～35.3	○
佐久											
小海町		21.12	22.4～32.3	○	○	○				27.4～32.3	○
川上村									改	30.4～35.3	○
南牧村			26.4～36.3	○	○					26.4～31.3	○
南相木村		23.3	23.4～33.3	○	○	○				28.4～33.3	
北相木村			24.4～34.3	○	○				改	29.4～34.3	
佐久穂町		28.12	29.4～39.3	○	○		○			29.4～34.3	○
軽井沢町		24.9	25.4～35.3	○	○	○	○			30.4～35.3	
御代田町		27.12	28.4～38.3	○	○	○	○			28.4～33.3	○

（注）改は、平成29年４月１日～平成30年３月31日に改定したもの。

項目 / 市町村名	基本構想								基本計画		国土利用計画
	改定	議決年月	計画期間	アンケート	審議会	市民集会等	論文意見等	その他	改定	計画期間	
立科町		27.3	27.4～37.3	○	○		○			27.4～32.3	○
上小											
青木村			24.4～34.3	○	○		○			29.4～34.3	
長和町		28.9	29.4～39.3		○	○		○		29.4～34.3	
諏訪											
下諏訪町		28.3	28.4～38.3	○	○	○	○	○		28.4～33.3	○
富士見町		27.3	27.4～35.3	○	○			○		27.4～31.3	○
原村		28.3	28.4～38.3	○	○	○		○		28.4～33.3	○
上伊那											
辰野町		22.12	23.4～33.3	○	○	○	○			28.4～33.3	○
箕輪町		28.2	28.4～38.3	○	○	○	○			28.4～38.3	○
飯島町		22.12	23.4～33.3	○	○	○	○	○		28.4～33.3	○
南箕輪村			28.4～38.3	○	○	○				28.4～33.3	○
中川村		21.12	22.4～32.3	○	○	○				27.4～32.3	○
宮田村		23.3	23.4～33.3	○	○	○	○	○		28.4～33.3	○
下伊那											
松川町		28.2	28.4～32.3	○	○	○	○			28.4～32.3	○
高森町		27.3	27.4～34.3	○		○			改	30.4～34.3	
阿南町		18.3	28.4～38.3	○	○	○		○		28.4～33.3	
阿智村	改	30.3	30.4～40.3	○	○	○	○		改	30.4～35.3	
平谷村		28.3	28.4～38.3	○	○					28.4～38.3	
根羽村		17.3	27.4～37.3	○	○					27.4～32.3	○
下條村		22.3	22.4～32.3	○	○	○				27.4～32.3	○
売木村			28.4～38.3		○	○				28.4～38.3	○
天龍村		23.3	23.4～33.3	○	○	○				28.4～33.3	○
泰阜村			28.4～38.3		○	○				28.4～38.3	
喬木村		28.3	28.4～38.3	○	○	○	○			28.4～33.3	○
豊丘村		24.12	25.4～35.3	○	○	○		○	改	30.4～35.3	○
大鹿村			24.4～34.3	○	○	○			改	29.4～34.3	○

項目 / 市町村名	基本構想								基本計画		国土利用計画
	改定	議決年月	計画期間	アンケート	審議会	市民集会等	論文意見等	その他	改定	計画期間	
木曽											
上松町		22.12	23.4～33.3	○	○	○	○			28.4～33.3	○
南木曽町	改	30.3	30.4～40.3		○	○			改	30.4～35.3	○
木曽町	改		30.4～40.3	○	○	○		○	改	30.4～35.3	○
木祖村	改	30.3	30.4～40.3	○	○	○			改	30.4～40.3	○
王滝村		23.3	23.4～32.3	○	○	○				28.4～33.3	○
大桑村		26.3	26.4～36.3	○	○	○				26.4～31.3	○
松本											
筑北村		29.3	29.4～39.3		○	○		○		29.4～34.3	
麻績村		25.3	25.4～35.3	○	○	○			改	30.4～35.3	
生坂村		22.3	22.4～32.3	○	○	○				22.4～32.3	
山形村		25.2	25.4～35.3	○	○	○			改	30.4～35.3	○
朝日村		21.6	21.4～31.3		○					26.4～31.3	○
大北											
池田町		21.3	21.4～31.3	○	○	○				26.4～31.3	○
松川村		22.3	22.4～32.3	○	○	○		○		27.4～32.3	○
白馬村		28.3	28.4～38.3	○	○	○		○		28.4～33.3	○
小谷村		23.3	23.4～33.3	○	○	○				28.4～33.3	○
長野											
坂城町		23.3	23.4～33.3	○	○	○				28.4～33.3	○
小布施町		23.3	23.4～33.3	○	○	○		○		28.4～33.3	○
高山村		21.12	22.4～32.3	○	○	○				27.4～32.3	○
信濃町		21.12	22.4～32.3	○	○			○		27.4～32.3	
飯綱町		28.12	29.4～39.3	○	○	○				29.4～34.3	○
小川村		21.3	21.4～31.3	○	○					26.4～31.3	
北信											
山ノ内町		22.12	23.4～33.3	○	○	○				28.4～33.3	○
木島平村		27.1	27.4～36.3	○	○	○				27.4～31.3	○
野沢温泉村		21.12	22.4～32.3	○	○	○				27.4～32.3	○
栄村		29.3	29.4～39.3		○	○		○		29.4～34.3	○

20　広域行政圏の計画等

地　　域	広　域　市　町　村　圏			
	広　域　行　政　機　構	指　定	基本構想	基本計画
佐　　久	佐久広域連合	S 44	H13～H22	H18～H22
上　　小	上田地域広域連合	S 46	H12～H24	H17～H24
諏　　訪	諏訪広域連合	S 47	H13～H33	H29～H33
上　伊　那	上伊那広域連合	S 45	H13～H31	H27～H31
飯　　伊	南信州広域連合	S 44	H12～H21	H12～H21
木　　曽	木曽広域連合	S 45	H19～H28	H19～H23
松　　本	松本広域連合	S 46	H12～H21	H17～H21
大　　北	北アルプス広域連合	S 46	H14～H23	H19～H23
長　　野	長野広域連合	S 46	H15～H24	H20～H24
北　　信	北信広域連合	S 46	H13～H21	H19～H21

地　　域	構　　成			人　　口	面　　積	
	市	町	村	（人）	（㎢）	
佐　　久	2	5	4	210,337	1,571.18	＊
上　　小	2	1	1	199,616	905.37	
諏　　訪	3	2	1	199,922	715.75	＊
上　伊　那	2	3	3	185,692	1,348.40	＊
飯　　伊	1	3	10	163,615	1,928.89	
木　　曽		3	3	27,845	1,546.15	
松　　本	3		5	428,625	1,868.74	＊
大　　北	1	1	3	60,156	1,109.65	＊
長　　野	3	4	2	548,580	1,558.00	
北　　信	2	1	3	89,752	1,009.45	＊
	19	23	35	2,114,140	13,561.56	＊

市町村課作成

（平成30年４月１日現在）

ふるさと市町村圏				地方拠点都市
指　定	基本構想	基本計画	基　　金（千円）	指　　定
H元	H12～H24	H17～H24	1,122,680	H６.9.19
H12	H14～H23	H19～H23	1,000,000	
H３	H13～H22	H20～H22	1,000,000	
H６	H12～H21	H12～H21	1,500,000	H５.2.18
H２	H19～H28	H19～H23	791,783	
H元	H12～H21	H17～H21	1,008,555	
H４	H14～H23	H19～H23	546,400	
H４	H15～H24	H20～H24	1,000,000	
H５	H13～H21	H19～H21	1,000,000	

〈備　考〉

□人　口：平成30年１月１日現在の住民基本台帳人口

□面　積：国土交通省国土地理院　平成29年10月１日現在

（注）＊を付した地域の面積値については、境界の一部が未定のため参考値であり合計値とは一致しない。

□広域市町村圏（※）

広域行政圏計画策定要綱に基づき、各圏域の特性に応じた整備の目標を設定し、それぞれの地域の振興整備の課題を明確にした上で、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

□ふるさと市町村圏（※）

ふるさと市町村圏推進要綱に基づき、従来の広域市町村圏施策を基礎としつつ、地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域を策定し、その総合的、重点的な整備を推進し、広域市町村圏施策の一層の充実強化を図ることを目的とする。

□地方拠点都市

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講じ、その一体的な整備の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（※）国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱については、平成21年３月31日をもって廃止されたところであるが、地域の自主的な取組として実施されている。

21　連携中枢都市圏の概要

1　目　的

相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する

2　仕組み

(1)　流れ

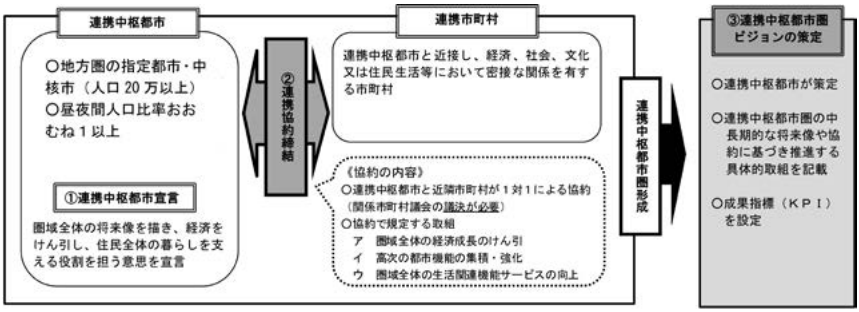

(2)　主な財政措置

①　「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置（圏域人口に応じて算定　※圏域人口75万の場合、約２億円）

②　「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する特別交付税措置（連携中枢都市：1.2億円程度、連携市町村：1,500万円（上限））

③　外部人材の活用に対する特別交付税措置（１市町村当たり700万円（上限））

④　個別の施策分野における特別交付税措置（地域医療の確保等）

⑤　関係各省による支援（国庫補助に当たっての優先採択等）

(3)　都道府県の役割

連携中枢都市圏の取組に対する必要な助言、都道府県が担任する事務との調整

3　県内の取組状況

長野地域連携中枢都市圏（連携中枢都市：長野市、3市4町2村）

(1)　中心市宣言：H28.2.17

(2)　協約締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定：H28.3.29

4　全国の取組状況（連携中枢都市）（平成30年４月１日現在）

青森県八戸市、岩手県盛岡市、新潟県新潟市、富山県富山市、富山県高岡市･射水市、石川県金沢市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、兵庫県姫路市、鳥取県鳥取市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、広島県広島市、広島県呉市、広島県福山市、山口県下関市、山口県山口市・宇部市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県北九州市、福岡県久留米市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市　（28圏域）

22　定住自立圏構想推進施策の概要

1　経　緯

・H20.1　総務省は、「定住自立圏構想研究会」を設置し、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について研究開始
・H20.5　「定住自立圏構想研究会報告書」を公表
・H20.7　定住自立圏構想推進のための「地域力創造本部」(本部長：総務大臣)を設置
・H20.10　先行実施団体として飯田市ほか18圏域を決定(第一次認定)、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を設置
・H20.12　「定住自立圏構想推進要綱」を設置(施行H21.4.1　但し先行分はH21.1.1より)
・H22.6　地域主権戦略大綱の「緑の分権改革の推進」の項目中で「定住自立圏構想の推進」が盛り込まれる
・H26.12　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で2020年までに協定締結等圏域数140圏域を目指すことが盛り込まれる

2　目　的

地方圏への人口定住を促進するため、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史・文化など、それぞれの魅力を活用しつつ、相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住の受け皿を形成する。

3　仕組み

中心市と近隣市町村が自らの意思で1対1の協定を締結し、相互に具体的な役割分担を持ちながら施策を展開する。

(1)　流れ

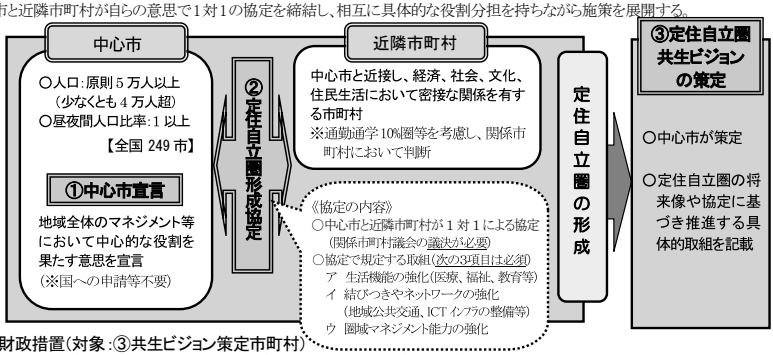

(2)　主な財政措置（対象：③共生ビジョン策定市町村）

①　取組に対する包括的特別交付税措置（中心市：上限8,500万円程度、近隣市町村：上限1,500万円）
②　地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の措置（充当率90%、交付税措置30%）
③　外部人材活用に対する特別交付税措置（1市町村当たり700万円（上限））
④　個別分野における特別交付税措置（地域医療の確保等）
⑤　関係各省による支援（国庫補助に当たっての優先採択等）

(3)　都道府県の役割

定住自立圏の取組に対する必要な助言、都道府県担任事務との調整

4　全国の取組状況

(1)　中心市：200市（うち県内は8市（松本市、上田市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市）が該当）
(2)　中心市宣言及び策定締結状況

（※H30.4.1現在）
○中心市宣言：先行実施団体（全24市）＋110市　計134市
○協定締結　：計121圏域（関係市町村数は延べ510団体）

(3)　共生ビジョン：策定圏域数118圏域

5　県内の動向について

■飯田市を中心市とする南信州定住自立圏の取組（南信州地域振興局管内14市町村）
(1)　中心市宣言（H21.3.24）
(2)　定住自立圏形成協定の締結：当初協定（H21.7.14）、追加協定（H22.10.12、H22.12.27、H25.3.27、H25.12.16）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H21.12.24）

■上田市を中心市とする上田地域定住自立圏における取組（上田地域振興局管内4市町村＋立科町、坂城町、群馬県嬬恋村）
(1)　中心市宣言（H23.2.3）
(2)　定住自立圏形成協定の締結：当初協定（H23.7.27）、追加協定（H24.10.9）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H23.12.8）

■佐久市を中心市とする佐久地域定住自立圏における取組（佐久地域振興局管内11市町村＋東御市）
(1)　中心市宣言（H23.7.21）
(2)　定住自立圏形成協定の締結（H24.1.12）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H24.2.10）

■中野市と飯山市を中心市とする北信地域定住自立圏における取組（北信地域振興局管内6市町村）
(1)　中心市宣言（H24.6.19）
(2)　定住自立圏形成協定の締結（H24.12.13）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H24.12.20）

■伊那市を中心市とする伊那地域定住自立圏における取組（上伊那地域振興局管内3市町村）
(1)　中心市宣言（H27.6.25）
(2)　定住自立圏形成協定の締結（H28.1.7）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H28.8.19）

■山梨県北杜市を中心市とする八ヶ岳定住自立圏における取組（諏訪地方事務所管内2町村＋北杜市）
(1)　中心市宣言（H26.12.19）
(2)　定住自立圏形成協定の締結（H27.7.1）
(3)　共生ビジョンの策定（当初H27.8.31）

H22.4.30付け事務連絡
最終改正H28.11.4
総務省地域自立応援課

定住自立圏構想推進のための地方財政措置について（概要）

【対象団体】・・・ 定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村

	区　分	対象事業（経費）	措置内容
1	中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置	①定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費 ②定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費 ③定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費（中心市のみ対象）	**【包括的な特別交付税措置】** 左記の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額 （ただし、以下の額を上限とする） 中心市・・・※欄外の算定式を参照 近隣市町村・・・1500万円
2	地域活性化事業債における定住自立圏推進事業	H21から、地活債のメニューとして「定住自立圏推進事業」を創設	充当率90%、元利償還金の30%を交付税措置（他の地活債事業と同じ）
3	外部人材の活用に対する財政措置	相応の専門知識、経験及び実績を有する人材の活用に係る謝金、旅費、資料作成費、会議費、調査委託費等 ○想定される事業 国が実施する以下のような人材支援事業の登録者又は派遣経験者等 ・地域活性化伝道師　・地域人材ネット ・地域情報化アドバイザー　・観光カリスマ百選	**【特別交付税措置】** 1市町村・・・700万円/年（上限） ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 複数人材の活用が可能 ※共生ビジョンに外部人材の活用方針を明記のこと。 【措置期間】 初年度を含めた3年以内
4	定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業	公益法人等が民間事業者等に融資等をするための資金として、中心市や近隣市町村が出資等を行い、圏域全体で1つのファンドを形成する事業 ○融資対象となる取組の例 ①圏域における生活機能の強化に資する取組 ②圏域内外の結びつきやネットワークの強化に資する取組 ③圏域マネジメント能力の強化に資する取組	出資等に係る経費を一般単独事業債の一般事業の対象（充当率90%）とする。 その償還金の利子に0．5を乗じた額について特別交付税措置する。 【留意事項】 出資金が毀損しないための対策 ・確実かつ安全な事業計画及び収支計画の作成及び定期的な見直し ・融資の客観性及び安全性が担保される制度的枠組みの準備
5	地域総合整備資金（ふるさと融資）の取扱い	貸付限度額の引き上げ (1)貸付対象事業1件あたりの貸付限度額 施設区分/団体 / 通常の地域 / 定住自立圏 通常の施設 / 都道府県・指定都市 / 42億円 / 67.5億円 通常の施設 / 市町村 / 10.5億円 / 16.8億円 複合施設 / 都道府県・指定都市 / 63億円 / 101.2億円 複合施設 / 市町村 / 15.7億円 / 25.3億円 ※複合施設…貸付対象事業者が年度を越えて実施され、かつ複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。 (2)貸付対象事業1件あたりの貸付額の借入総額に対する融資比率 通常の地域 / 定住自立圏 融資比率 / 35% / 45%	
6	個別の施策分野における財政措置		
	(1)病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置	定住自立圏内の中核的な病院（民間病院を含む）が実施する、病診連携等の事業に対し市町村が支出する経費 ○想定される事業 ・医師・看護師の派遣に要する経費 ・圏域内の巡回診療に要する経費 ・民間診療所等が交代して夜間休日診療を行うための経費 ・診療所等による訪問看護に要する経費 ・画像診断等の遠隔医療システム運営に要する経費 ・航空機等による救急患者搬送に伴い、市町村が負担した経費 ・上記の取組を行うための医療機関、医師会等の協議組織の運営に要する経費	**【特別交付税措置】** 市町村が支出した額に0．8を乗じた額 1市町村・・・1,000万円×0.8/年（上限） ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 【留意事項】 国庫補助金、診療報酬、その他特定財源等との重複充当 へき地保健医療等に対する特別交付税措置との重複関係
	(2)へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ	【特別交付税措置】遠隔医療システムの運営に要する経費について 通常 / 定住自立圏 措置率 / 0．6 / 0．8	

7	定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加	辺地度点数の算定要素のひとつとして、近傍の市役所等までの最短の距離を定めているが、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、中心市の市役所までの最短の距離を算定することができることとしている。

※中心市の措置額の上限（算定式）

『1，000万円＋7，500万円×（A×α＋1）×（B×β＋1）×（C×γ＋1）』
A：（当該定住自立圏の近隣市町村の合計人口／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均人口）－1
B：（当該定住自立圏の近隣市町村の合計面積／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均面積）－1
C：（当該定住自立圏の近隣市町村数／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均市町村数）－1
α～γ：AからCまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数
上記Aの人口及びBの面積については、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成27年10月1日現在の数値（平成27年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成27年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いることとする。

（H30.5.29付け事務連絡 総務省地域自立応援課）

【参考】関係各省の支援策

（単位：百万円）

省名	施策名	支援の内容	平成30年度当初予算	補助率	交付対象
総務省	地域IOT実装推進事業	優先採択の配慮	400	定額、1/2	都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者
	情報通信基盤整備推進事業	採択にあたって、一定程度配慮	670	1/3等	条件不利地域を有する地方公共団体
	公衆無線LAN環境整備支援事業	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,432	1/2、2/3	普通地方公共団体、第三セクター
	ICTスマートシティ整備推進事業	採択にあたって、一定程度配慮	246	1/2	地方公共団体等
	ふるさとテレワーク推進事業	採択にあたって、一定程度配慮	416	定額	地方公共団体等
	地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）	優先採択の配慮	1,450の内数	10/10、3/4、2/3、1/2	都道府県、市町村
	地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト）	優先採択の配慮	1,450の内数	10/10、3/4、2/3、1/2	都道府県、市町村
	地域おこし企業人	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村
	地域人材ネット	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村
農林水産省	農山漁村振興交付金	採択にあたって、一定程度配慮	10,070	定額、1/2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等
国土交通省	社会資本整備総合交付金	交付の判断にあたって、一定程度配慮	888,572	定額	地方公共団体等
	防災・安全交付金	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,111,736	定額	地方公共団体等
	地域公共交通確保維持改善事業	採択にあたって、一定程度配慮	20,950	1/2等	交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）
	「コミュニティ・レール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（形成計画事業））	採択にあたって、一定程度配慮	1,286の内数	1/3	法定協議会等
	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	採択にあたって、一定程度配慮	573	1/3等	交通事業者等
文部科学省	学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備事業）	採択にあたって、一定程度配慮	28,797の内数	原則1/2、1/3	都道府県、市区町村、一部事務組合等
	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	採択にあたって、一定程度配慮	229の内数	1/3	都道府県、指定都市、中核市、市区町村等
厚生労働省	救急医療体制強化事業	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	381	1/2、1/3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関
	広域的保育所等利用事業	複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用も可	312	1/2	市町村

23　市町村のシンボル一覧

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
長　野　市		幸せ実感都市『ながの』 ～“オールながの”で未来を創造しよう～	リンゴの花	シナノキ	－
松　本　市		美しく生きる。 健康寿命延伸都市・松本	レンゲツツジ	アカマツ	－
上　田　市		ひと笑顔あふれ　輝く未来につながる健幸都市 ～住んでよし　訪れてよし 子どもすくすく幸せ実感　うえだ～	さくら	－	－
岡　谷　市		みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷	つつじ	いちい	－
飯　田　市		リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする ～合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台～	ミツバツツジ	リンゴ	－
諏　訪　市		自然の恵みと地域の活力が調和する やさしさとふれあいのまち　諏訪	あやめ (はなしょうぶ) ニッコウキスゲ	きはだ カリン	－
須　坂　市		一人ひとりが輝き、磨かれた 「ほんもの」の魅力あふれるまち 須坂	れんげつつじ	くますぎ	－
小　諸　市		住みたい　行きたい 帰ってきたい　まち　小諸	こもろすみれ	うめ	－
伊　那　市		二つのアルプスに抱かれた 自然共生都市	さくら	かえで	らいちょう
駒ヶ根市		アルプスがふたつ映えるまち	すずらん	赤松	ハッチョウトンボ
中　野　市		緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち	バラ シャクヤク	リンゴ もみじ	チョウゲンボウ
大　町　市		美しく豊かな自然　文化の風薫る きらり輝くおおまち	カタクリ	オオヤマザクラ	ライチョウ
飯　山　市		自然と共生する豊かな暮らし 技（わざ）と縁（えにし）のまち　飯山	雪ツバキ	ブナ	オシドリ ギフチョウ
茅　野　市		八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす　やさしさと活力あるまち	りんどう	白樺	－

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
塩　尻　市		確かな暮らし　未来につなぐ田園都市	キキョウ	イチイ	－
佐　久　市		快適健康都市　佐久 希望をかなえ　選ばれるまちを目指して	コスモス	からまつ	佐久鯉
千　曲　市		科野の国　さらしな　はにしな　史都がにぎわう　信州の交流拠点　千曲	節分草 あんず	あんず	－
東　御　市		人と自然が織りなす　しあわせ交流都市　とうみ	レンゲツツジ	くるみ	オオルリ シジミ
安曇野市		北アルプスに育まれ　共に響き合う　田園産業都市　安曇野	わさび	けやき	－
小　海　町		人・まち・未来が輝く ふるさと　こうみまち	サラサドウ ダンツツジ	カラマツ	－
川　上　村		千曲の源流――かわかみ	シャクナゲ	カラマツ	ウグイス
南　牧　村		安全・安心　野菜村 －自然いっぱい　野菜も大盛り 星空が見守る　南牧－	スズラン	オオヤマザクラ	ヒバリ
南相木村		住んでみたい　ずっと住みたい 笑顔でつながる村　南相木	山桜	あかまつ	うぐいす
北相木村		太陽と緑と水のふるさとへのアプローチ	しゃくなげ	からまつ	やまどり
佐久穂町		自律し多様なコミュニティが人々のくらしを支え、挑戦や行動を支援するまち	くりんそう	白樺	－
軽井沢町		自然と文化が奏でる軽井沢	サクラソウ	コブシ	アカハラ
御代田町		浅間山に抱かれた高原の町	ヤマユリ	いちい	－
立　科　町		人と自然が輝く町	すずらん	しらかば	きじ

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
青　木　村		好きだよ！青木村 いで湯と歴史・文化がかおる心の郷 ～次代に残そう自然豊かな住みよい村を～	－	ネズ（ネズミサシ）	きじ
長　和　町		森のささやき　清らかな流れ 悠久の歴史　未来へ耀く 美しの郷	ツツジ	山桜	－
			特別シンボルとして『黒耀石』を制定		
下諏訪町		中山道と甲州街道が出会う 大社といで湯の宿場まち	つつじ	桜	－
富士見町		世界に展かれた高原の文化都市	すずらん	しらかば	－
原　　村		人と自然と文化が息づく　美しい村	レンゲツツジ	ヒメバラモミ	－
辰　野　町		ひともまちも自然も輝く 光と緑とほたるの町　たつの	ふくじゅ草	しだれ栗	－
			特別シンボルとして『げんじ蛍』を制定		
箕　輪　町		みんなで創る、未来につながる、 暮らしやすい箕輪町	いわやまつつじ	けやき	キセキレイ
飯　島　町		信州いいじま ふたつのアルプスが見えるまち	しゃくなげ	いちい	－
南箕輪村		素顔がいいね　南箕輪村	菊	赤松	－
中　川　村		自然たっぷり　笑顔たっぷり やすらぎの村	うちょうらん	ひのき	－
宮　田　村		人と自然にやさしい創造のみやだ	梅の花	－	－
			特別シンボルとして こまうすゆきそう		
松　川　町		いっしょに育てよう　一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち　まつかわ	梨の花	松	－
高　森　町		つなぎ・つながる この先の高森町へ	やまぶき	きんもくせい 柿の木	－
阿　南　町		地域と人をつなぐ確かな暮らし あなん　ＴＯＷＮ！	しゃくなげ	はなのき	うぐいす

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
阿　智　村		星ふるさと ～日本一の星空と花桃といで湯の郷～	ふくじゅ草 れんげつつじ しだれ桜	とちのき しらかば なら	うぐいす
平　谷　村		訪れたい村　暮らしたい村 南信州のふるさと平谷	－	－	－
根　羽　村		矢作川源流の郷	イワツツジ	杉	－
下　條　村		瞳かがやく下條村	コスモス	ハナノキ	－
売　木　村		小さくてもキラリと光る 村づくり	ササユリ	ブナ	コマドリ
天　龍　村		信州に春をつげる村	やまゆり	しゅろ	ブッポウソウ
泰　阜　村		風水薫る　ときめきの郷　やすおか	かたくり	ひめこまつ	山鳥
喬　木　村		人が輝き　未来につながる 美し郷　喬木	九輪草	いちょう	うぐいす
豊　丘　村		ずっと　ふるさと、 もっと　とよおか。	こぶし	赤松	－
大　鹿　村		豊かさと感動　楽しみを発信する 大鹿村	黒ゆり	白樺	キジ
上　松　町		世界に誇る木曽檜 水と緑がいやす郷	オオヤマレンゲ	ヒノキ	コマドリ
南木曽町		歴史とひのきの薫る里	ミツバツツジ	ヒノキ	－
木　曽　町		日本のふるさと・豊かな水と緑 あふるる故郷、木曽	－	－	御嶽山
木　祖　村		木曽川の水が生まれる源流の里	リンドウ	トチの木	－

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
王　滝　村		人も自然も元気でいきいき みんなでつなぐ新たな絆	しゃくなげ	木曽ひのき	－
大　桑　村		笑顔と自然に包まれた美しいむら ～未来につなぐ「めぐみの郷」～	シャクナゲ	ヒノキ	－
筑　北　村		自然に恵まれた「安心」と 「活力」のあふれるむら	つつじ	あかまつ	うぐいす
麻　績　村		明るい未来につながる 元気な麻績村	かたくり	こぶし	かっこう
生　坂　村		山なみに抱かれ　いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村	ツツジ	かしわ	－
山　形　村		めぐみの大地と人が響きあう 笑顔あふれる山形村	サツキ	イチイ	－
朝　日　村		すこやかなこころ すこやかなからだ すこやかな土づくり	カタクリ	アカマツ	－
池　田　町		てるてる坊主のふるさと 北アルプス展望の里 花とハーブの里	ツツジ	赤松	－
松　川　村		安曇節のふるさと　松川 いわさきちひろが愛した 「心のふるさと」	レンゲツツジ	赤松	すずむし
白　馬　村		白馬の豊かさとは何か 多様であることから交流し学びあい成長する村	カタクリ	オオヤマザクラ コブシ	－
小　谷　村		緑と雪と温泉のふるさと	大山ざくら	ぶな	－
坂　城　町		人がともに輝くものづくりのまち －共生の明日（あす）　自然・人・産業－	ばら	えのき りんご	－
小布施町		暮らしあふれる笑顔 いいひと　いいまち　わくわく小布施 ～自律と協働、そして交流～	りんご 〔普及花〕 春 みすみ草 夏 サルビア 秋 はぎ	栗	－
高　山　村		ひと・むら・自然がきらめく 信州高山	シャクナゲ	いちい	－

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
山ノ内町		人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち	りんご	つが	うぐいす
木島平村		これからの農村を生きる －みんなで楽しみをつくりだす村－	福寿草	けやき	－
野沢温泉村		四季の自然に彩られた ぬくもりの湯の郷・野沢温泉村	野沢菜の花	ぶな	－
信濃町		美しい　おいしい　安心豊か 自然の恵みを楽しむ町 ～「信濃町出身です」と誇れるふるさと～	コスモス	オオヤマザクラ	ウグイス
飯綱町		ひと　自然　いきいき未来 飯綱町	りんご	さくら	－
小川村		美しく豊かな山里をめざして	山桜	山桜	うぐいす
栄村		知恵と和で築く　日本一安心できる村	カタクリ	桐	ブッポウソウ

24　長野県の過疎市町村（37市町村）（平成30年４月１日現在）

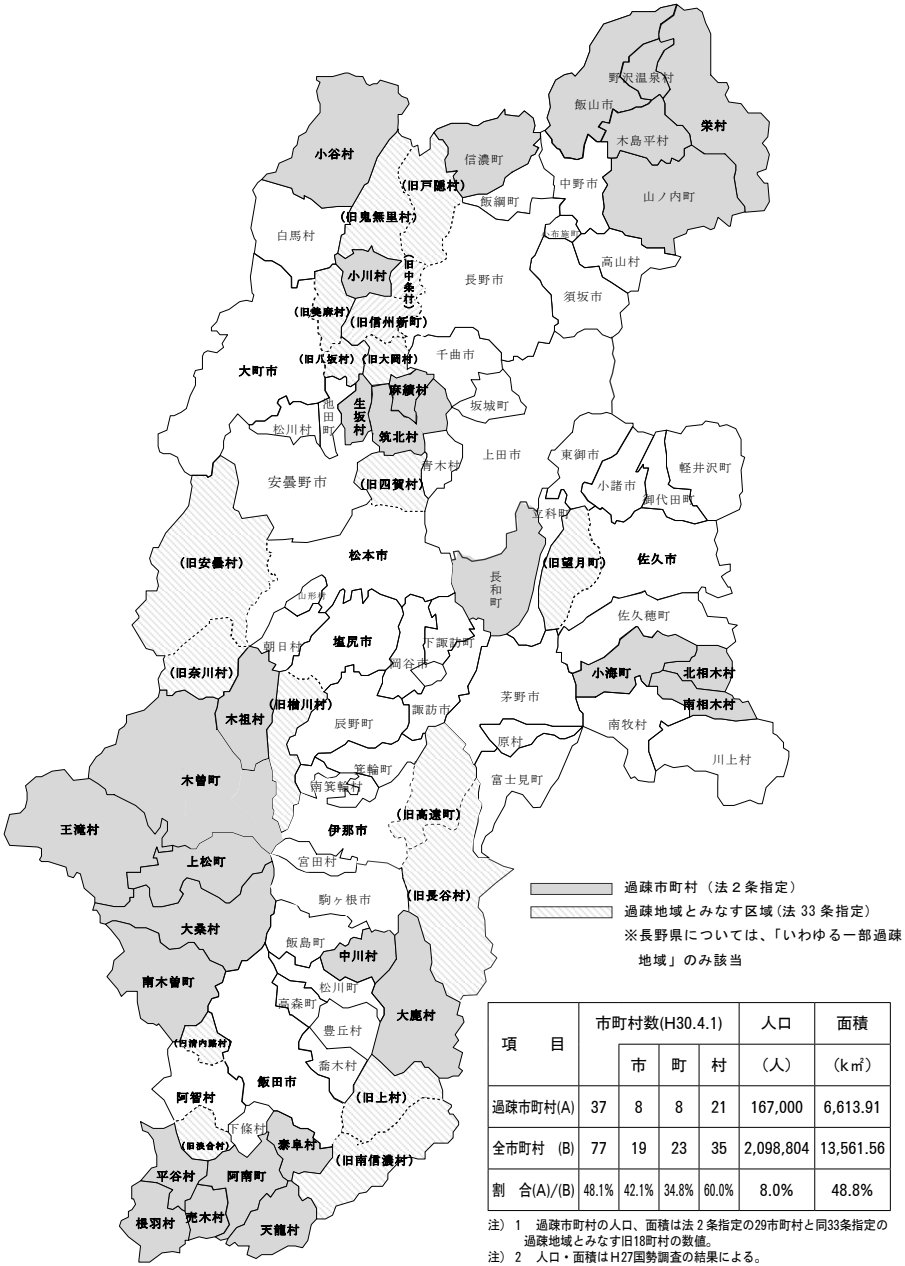

項　　目	市町村数(H30.4.1)				人口	面積
		市	町	村	（人）	（k㎡）
過疎市町村(A)	37	8	8	21	167,000	6,613.91
全市町村　(B)	77	19	23	35	2,098,804	13,561.56
割　合(A)/(B)	48.1%	42.1%	34.8%	60.0%	8.0%	48.8%

注）１　過疎市町村の人口、面積は法２条指定の29市町村と同33条指定の過疎地域とみなす旧18町村の数値。
注）２　人口・面積はH27国勢調査の結果による。

25　過疎地域市町村等一覧 （平成30年４月１日現在）

1　過疎地域市町村【平成12年度公示.12. 4. 1】
指定要件：次のⅠ及びⅡの両方を満たす市町村

Ⅰ　人口要件（次のいずれかに該当する場合）

1　人口減少率
（平成７年【平成12年】国調／昭和45年【昭和50年】国調［25年間］）19%以上

2　人口減少率
（平成７年【平成12年】国調／昭和35年【昭和40年】国調［35年間］）30%以上

3　人口減少率
（平成７年【平成12年】国調／昭和35年【昭和40年】国調［35年間］）25%以上で、
(1)　平成７年【平成12年】国調の高齢者比率(65歳以上)24%以上又は
(2)　平成７年【平成12年】国調の若年者比率(15～29歳)15%以下

市町村名	国勢調査人口			指定要件　1 人口増減率	
	S35.10. 1	S45.10. 1	H７.10. 1	H７／S45（25）	
小海町	9,227	7,636	6,434	－15.7	
南相木村	2,421	2,009	1,334	－33.6	■
北相木村	2,104	1,787	1,148	－35.8	■
中川村	7,751	5,816	5,514	－5.2	
阿南町	10,343	8,261	6,565	－20.5	■
平谷村	1,121	679	660	－2.8	
根羽村	3,059	2,121	1,522	－28.2	■
売木村	1,320	1,024	756	－26.2	■
天龍村	5,792	4,222	2,445	－42.1	■
泰阜村	4,139	3,189	2,270	－28.8	■
大鹿村	4,694	3,030	1,641	－45.8	■
上松町	9,643	8,424	6,641	－21.2	■
南木曽町	10,771	8,020	6,112	－23.8	■
王滝村	3,862	2,266	1,232	－45.6	■
大桑村	7,994	6,338	5,015	－20.9	■
麻績村	5,080	4,512	3,499	－22.5	■
生坂村	4,855	3,684	2,559	－30.5	■
小谷村	7,917	5,893	4,307	－26.9	■
小川村	8,283	6,163	3,888	－36.9	■
栄村	6,361	4,449	2,896	－34.9	■

Ⅱ　財政力要件

平成８年度から平成10年度まで【平成10年度から平成12年度まで】の３年平均の財政力指数が0.42以下

㈱　【　】内は、過疎地域自立促進特別措置法第32条に基づき平成14年度に追加公示された団体及び平成17年度に市町村合併に伴い追加公示された団体に適用された基準

※　国勢調査人口は合併前町村の合算値

※　「■」は、各要件を満たしていることを示す。

（単位：人、％）

指定要件２・３						財政力指数	
人口増減率		高齢者比率		若年者比率			
Ｈ７／Ｓ35（35）		Ｈ７		Ｈ７		Ｈ８～10平均	
－30.3	■	25.7	■	14.7	■	0.25	■
－44.9	■	28.7	■	12.4	■	0.16	■
－45.4	■	31.9	■	10.5	■	0.14	■
－28.9	■	23.0		14.7	■	0.21	■
－36.5	■	32.6	■	11.4	■	0.19	■
－41.1	■	33.5	■	10.2	■	0.15	■
－50.2	■	32.9	■	8.7	■	0.11	■
－42.7	■	35.3	■	8.6	■	0.09	■
－57.8	■	38.3	■	9.9	■	0.18	■
－45.2	■	33.3	■	10.5	■	0.13	■
－65.0	■	37.2	■	8.5	■	0.15	■
－31.1	■	26.0	■	14.0	■	0.27	■
－43.3	■	28.0	■	13.7	■	0.24	■
－68.1	■	22.4		14.6	■	0.19	■
－37.3	■	24.7	■	13.2	■	0.35	■
－31.1	■	31.3	■	14.4	■	0.16	■
－47.3	■	30.4	■	12.8	■	0.14	■
－45.6	■	25.2	■	14.3	■	0.33	■
－53.1	■	35.1	■	13.2	■	0.12	■
－54.5	■	35.7	■	8.7	■	0.13	■

【平成14年度公示. 14. 4. 1】

市町村名	国勢調査人口			指定要件 1 人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12／S50（25）	
木祖村	5,011	4,317	3,596	−16.7	

【平成17年度公示. 17. 10. 11】

市町村名	※ 国勢調査人口			指定要件 1 人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12／S50（25）	
筑北村	8,716	7,523	6,049	−19.6	■

【平成17年度公示. 17. 11. 1】

市町村名	※ 国勢調査人口			指定要件 1 人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12／S50（25）	
木曽町	20,924	18,156	14,866	−18.1	

【平成22年度公示. 22. 4. 1】

Ⅰ　人口要件（次のいずれかに該当する場合）

1　人口減少率
（平成17年国調／昭和55年国調［25年間］）17%以上

2　人口減少率
（平成17年国調／昭和35年国調［45年間］）33%以上

3　人口減少率
（平成17年国調／昭和35年国調［45年間］）28%以上で、

(1)　平成17年国調の高齢者比率（65歳以上）で29%以上又は

(2)　平成17年国調の若年者比率（15～29歳）14%以下

市町村名	国勢調査人口			指定要件 1 人口増減率	
	S35.10. 1	S55.10. 1	H17.10. 1	H17／S55（25）	
飯山市	37,592	30,073	24,960	−17.0	■
長和町	10,854	8,185	7,304	−10.8	
山ノ内町	19,645	18,964	14,704	−22.5	■
木島平村	7,735	6,077	5,312	−12.6	
野沢温泉村	5,873	4,966	4,259	−14.2	
信濃町	13,703	11,857	9,927	−16.3	

【平成14年度公示. 14. 4. 1】

（単位：人、％）

指定要件 2・3						財政力指数	
人口増減率		高齢者比率		若年者比率			
H12／S40（35）		H12		H12		H10～12平均	
－28.2	■	29.2	■	12.9	■	0.34	■

（単位：人、％）

指定要件 2・3						財政力指数	
人口増減率		高齢者比率		若年者比率			
H12／S40（35）		H12		H12		H10～12平均	
－30.6	■	30.9	■	15.5		0.14	■

（単位：人、％）

指定要件 2・3						財政力指数	
人口増減率		高齢者比率		若年者比率			
H12／S40（35）		H12		H12		H10～12平均	
－29.0	■	27.1	■	13.2	■	0.27	■

Ⅱ　財政力要件

平成18年度から平成20年度までの３年平均の財政力指数が0.56以下

※国勢調査人口は合併前市町村の合算値

（単位：人、％）

指定要件 2・3						財政力指数	
人口増減率		高齢者比率		若年者比率			
H17／S35（45）		H17		H17		H18～20平均	
－33.6	■	29.1	■	13.6	■	0.31	■
－32.7	■	31.9	■	12.7	■	0.26	■
－25.2		30.0		12.4		0.54	■
－31.3		31.1	■	12.7	■	0.18	■
－27.5		30.6	■	12.8	■	0.28	■
－27.6		30.2	■	12.4	■	0.45	■

2　過疎法第33第２項に定める「過疎地域とみなす区域」

指定要件：（合併後の市町村が法第２条に定める要件を満たさない場合）
次の要件に全て該当する場合は全域を過疎地域とみなし（法第33条第１項）、非該当の場合は廃置分合等前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす（法第33条第２項）。
①人口要件：S40～H12の35年間の人口が減少しており、かつS50～H12の25年間の人口が減少している。
②財政力要件：廃置分合等前３か年平均の財政力指数が0.42以下（(1)はH13～15、(2)～(8)はH14～16、(9)はH17～19、(10)はH18～20の３か年平均）
③規模要件（次のいずれかに該当する場合）
ア　人口が廃置分合等前の過疎地域市町村の人口の３倍以下であること

(1)　長野市のうち、旧大岡村、旧戸隠村、旧鬼無里村の区域（平成17年１月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新長野市	293,619	328,481	378,932	0.70	×	15.4	×	29.1	×
旧長野市	269,160	306,637	360,112	0.76		17.4		33.8	
旧大岡村	3,405	2,477	1,544	0.14		－37.7		－54.7	
旧豊野町	9,110	9,539	10,005	0.35		4.9		9.8	
旧戸隠村	7,547	6,225	4,938	0.17		－20.7		－34.6	
旧鬼無里村	4,397	3,603	2,333	0.13		－35.2		－46.9	

(2)　松本市のうち、旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村の区域（平成17年４月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新松本市	179,576	196,418	218,871	0.72	×	11.4	×	21.9	×
旧松本市	164,927	185,595	208,970	0.81		12.6		26.7	
旧四賀村	7,828	6,751	6,108	0.22		－9.5		－22.0	
旧奈川村	2,529	1,489	1,107	0.14		－25.7		－56.2	
旧安曇村	4,292	2,583	2,686	0.40		4.0		－37.4	
旧梓川村	9,284	8,762	10,162	0.33		16.0		9.5	

(3)　塩尻市のうち、旧楢川村の区域（平成17年１月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新塩尻市	44,306	52,291	67,747	0.67	×	29.6	×	52.9	×
旧塩尻市	39,297	47,421	64,128	0.73		35.2		63.2	
旧楢川村	5,009	4,870	3,619	0.24		－25.7		－27.8	

(4)　佐久市のうち、旧望月町の区域（平成17年４月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新佐久市	90,298	89,981	100,016	0.46	×	11.2	×	10.8	×
旧佐久市	55,149	56,143	66,875	0.57		19.1		21.3	
旧臼田町	15,409	15,794	15,962	0.37		1.1		3.6	
旧浅科村	6,386	6,031	6,504	0.27		7.8		1.8	
旧望月町	13,354	12,013	10,675	0.28		－11.1		－20.1	

イ　面積が廃置分合等前の過疎地域市町村の面積の２倍以下であること
④阻害状況の有無（①～③を全て満たす場合、総務省が阻害要因の有無を決定）
廃置分合等市町村の交通通信、生活環境、高齢者等の保健・福祉、医療、教育、地域文化等の整備が十分ではなく、住民福祉の向上が阻害されていること。

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
19.0	×	18.8	×	×	×(0.68)	×(43.0)	×(2.4)	－	－
18.5		19.0							×
43.7		10.7							○
23.6		16.8							×
34.4		13.3							○
37.8		10.5							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
19.0	×	20.1	×	×	×(0.73)	×(23.1)	○(1.5)	－	－
18.3		20.5							×
31.7		13.6							○
30.9		12.4							○
20.6		21.2							○
23.1		16.8							×

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
18.6	×	20.1	×	×	×(0.64)	×(18.7)	×(2.5)	－	－
18.1		20.3							×
27.8		16.4							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
22.6	×	17.0	×	×	×(0.49)	×(9.37)	×(3.3)	－	－
20.9		17.6							×
24.8		16.8							×
24.9		15.2							×
28.3		14.3							○

(5)　飯田市のうち、旧上村、旧南信濃村の区域（平成17年10月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新飯田市	105,548	107,093	110,589	0.53	×	3.3	×	4.8	×
旧飯田市	98,701	102,137	107,381	0.58		5.1		8.8	
旧上村	1,806	1,246	838	0.09		−32.7		−53.6	
旧南信濃村	5,041	3,710	2,370	0.17		−36.1		−53.0	

(6)　阿智村のうち、旧浪合村の区域（平成18年１月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新阿智村	7,932	6,821	6,976	0.24	○	2.3	×	−12.1	×
旧阿智村	6,895	6,020	6,183	0.26		2.7		−10.3	
旧浪合村	1,037	801	793	0.17		−1.0		−23.5	

(7)　大町市のうち、旧八坂村、旧美麻村の区域（平成18年１月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新大町市	37,024	37,311	33,550	0.48	×	−10.1	×	−9.4	×
旧大町市	32,085	33,844	31,011	0.60		−8.4		−3.3	
旧八坂村	2,284	1,727	1,257	0.10		−27.2		−45.0	
旧美麻村	2,655	1,740	1,282	0.11		−26.3		−51.7	

(8)　伊那市のうち、旧高遠町、旧長谷村の区域（平成18年３月31日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新伊那市	67,077	66,707	71,552	0.47	×	7.3	×	6.7	×
旧伊那市	51,944	54,468	62,284	0.57		14.3		19.9	
旧高遠町	11,360	9,328	7,040	0.21		−24.5		−38.0	
旧長谷村	3,773	2,911	2,228	0.17		−23.5		−40.9	

(9)　阿智村のうち、旧清内路村の区域（平成21年３月31日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新阿智村	9,179	7,830	7,757	0.20	○	−0.9	×	−15.5	×
旧阿智村	7,932	6,821	6,976	0.24		2.3		−12.1	
旧阿智村	6,895	6,020	6,183	0.26		2.7		−10.3	
旧浪合村	1,037	801	793	0.17		−1.0		−23.5	
旧清内路村	1,247	1,009	781	0.07		−22.6		−37.4	

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
23.6	×	16.5	×	×	×(0.55)	×(34.5)	○(2.0)	－	－
23.1		16.6							×
37.4		14.3							○
40.3		11.6							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
27.7	○	14.7	○	×	○(0.24)	×(8.8)	×(3.0)	－	－
27.3		14.8							×
31.1		13.5							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
23.8	×	15.8	×	×	×(0.48)	×(13.2)	×(5.6)	－	－
23.3		16.0							×
29.7		13.9							○
30.5		13.3							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
22.6	×	17.0	×	×	×(0.50)	×(7.7)	○(1.5)	－	－
20.8		17.6							×
33.7		12.9							○
38.2		13.7							○

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
28.6	○	14.2	○	×	○(0.20)	×(4.9)	×(2.1)	－	－
27.2		14.7							×
27.3		14.8							×
31.1		13.5							○
36.4		10.2							○

⑽　長野市のうち、旧信州新町、旧中条村の区域（平成22年１月１日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件（財政力指数のH10～12平均で0.42以下）		法２条の指定要件１ 人口減少率 H12/S50(25)		人口減少率 H12/S40(35)	
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1						
新長野市	310,399	342,120	387,911	0.67	×	13.4	×	25.0	×
旧長野市	293,619	328,481	378,932	0.70		15.4		29.1	
旧長野市	269,160	306,637	360,112	0.76		17.4		33.8	
旧大岡村	3,405	2,477	1,544	0.14		－37.7		－54.7	
旧豊野町	9,110	9,539	10,005	0.35		4.9		9.8	
旧戸隠村	7,547	6,225	4,938	0.17		－20.7		－34.6	
旧鬼無里村	4,397	3,603	2,333	0.13		－35.2		－46.9	
旧信州新町	11,324	9,323	6,093	0.21		－34.6		－46.2	
旧中条村	5,456	4,316	2,886	0.12		－33.1		－47.1	

法２条の指定要件２・３				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)					法33条第２項の要件
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無	
						人口要件	面積要件		
19.4	×	18.6	×	×	×(0.71)	×(21.8)	○(2.0)	－	－
19.0		18.8							×
18.5		19.0							×
43.7		10.7							○
23.6		16.8							×
34.4		13.3							○
37.8		10.5							○
36.3		11.2							○
38.4		13.5							○

26　辺地の市町村別一覧

（平成30年３月31日現在）

項目 / 市町村名	総合整備計画 A	B	C	D	計	過疎	振山	豪雪	うち特豪	特定農村	該当しない	現在点数
長野市			5	28	34	18	8	26	5	21	5	4,086
松本市	1		9		10	7	7	2		5	3	1,429
上田市	6		3		9		8	5		9		1,041
岡谷市												
飯田市	1		13		14	4	10	1		10	4	1,695
諏訪市				1	1					1		157
須坂市	1				1		1	1		1		237
小諸市												
伊那市			10		10	6	6			6	4	1,236
駒ヶ根市			3		3		3			3		558
中野市		4			4			4		4		473
大町市				14	14	4	4	13				1,903
飯山市	5	1			6	6	4	6	6	6		929
茅野市												
塩尻市				1	1						1	115
佐久市	4		4		8	2	3			6	2	951
千曲市	1				1					1		117
東御市				3	3					3		353
安曇野市												
市計	19	5	47	47	119	47	54	58	11	76	19	15,280
（市数）					(15)	(7)	(10)	(8)	(2)	(13)	(6)	
小海町												
川上村	8				8		8			8		1,085
南牧村	8				8		8			8		1,258
南相木村				1	1	1				1		147
北相木村				1	1	1	1			1		101
佐久穂町	18				18		14			18		2,844
軽井沢町												
御代田町												
立科町	1				1		1			1		218
佐久計	35			2	37	2	32			37		5,653
（町村数）					(6)	(2)	(5)			(6)		

項目 / 市町村名	総合整備計画 A	B	C	D	計	過疎	振山	豪雪	うち特豪	特定農村	該当しない	現在点数
長和町			3		3	3	3			3		575
青木村	5				5		5			5		647
上小計	5		3		8	3	8			8		1,222
（町村数）					(2)	(1)	(2)			(2)		
下諏訪町												
富士見町												
原村												
諏訪計												
（町村数）												
辰野町				2	2		2			2		269
箕輪町												
飯島町												
南箕輪村												
中川村	2		2		4	4	3			4		424
宮田村												
上伊那計	2		2	2	6	4	5			6		693
（町村数）					(2)	(1)	(2)			(2)		
松川町	6				6					4	2	816
高森町												
阿南町	5			3	8	8	2			8		1,312
阿智村	6				6	5	6			6		764
平谷村												
根羽村	6				6	6	6			6		935
下條村	5		1		6						6	694
売木村												
天龍村	2				2	2	2			2		274
泰阜村			6		6	6	6			6		817
喬木村	4				4					4		427
豊丘村	4				4		4			4		432
大鹿村			6		6	6	6			6		867
下伊那計	38		13	3	54	33	32			46	8	7,338
（町村数）					(10)	(6)	(7)			(9)	(2)	

項目 / 市町村名	総合整備計画 A	B	C	D	計	過疎	振山	豪雪	うち特豪	特定農村	該当しない	現在点数
上松町				1	1	1	1			1		113
南木曽町	7				7	7	7			7		880
木祖村	1	1			2	2	2			2		207
王滝村												
大桑村				1	1	1	1			1		108
木曽町			13		13	13	12			13		1,751
木曽計	8	1	13	2	24	24	23			24		3,059
（町村数）					(5)	(5)	(5)			(5)		
筑北村												
麻績村	1				1	1						110
生坂村				1	1	1	1			1		110
山形村	1				1						1	103
朝日村	2		1		3		3			3		321
松本計	4		1	1	6	2	4			4	1	644
（町村数）					(4)	(2)	(2)			(2)	(1)	
池田町	2				2					2		220
松川村		2			2			2				233
白馬村	5				5			5	5	4		640
小谷村	6				6	6	6	6	6	6		884
北安曇計	13	2			15	6	6	13	11	12		1,977
（町村数）					(4)	(1)	(1)	(3)	(2)	(3)		
坂城町												
小布施町												
高山村	1				1		1	1	1	1		103
信濃町			8		8	8	3	8	8	4		985
飯綱町												
小川村			3		3	3		3		3		393
長野計	1		11		12	11	4	12	9	8		1,481
（町村数）					(3)	(2)	(2)	(3)	(2)	(3)		

項目 / 市町村名	総合整備計画 A	B	C	D	計	過疎	振山	豪雪	うち特豪	特定農村	該当しない	現在点数
山ノ内町			4		4	4	4	4	4	4		602
木島平村	2				2	2	2	2	2	2		281
野沢温泉村	3				3	3	3	3	3	3		396
栄村			4		4	4	4	4	4	4		852
北信計	5		8		13	13	13	13	13	13		2,131
（町村数）					(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)		
総計	130	8	98	57	294	145	181	96	44	234	28	39,478
（市町村数）					(55)	(31)	(40)	(18)	(10)	(49)	(9)	

過疎　　過疎市町村
振山　　振興山村
豪雪　　豪雪地帯
特豪　　特別豪雪地域
特定農村　特定農山村地域
総合整備計画
　A……平成30年３月31日時点総合整備計画有り
　B……平成30度に新たに総合整備計画策定予定
　C……平成31度以降に総合整備計画策定予定
　D……総合整備計画策定予定なし

27　辺地の状況

（平成30年３月31日現在）

辺　地		市町村数	辺地数	辺地人口（人）		辺地面積（㎢）		辺地度点数（点）	
			ア	イ	イ／ア	ウ	ウ／ア	エ	エ／ア
辺　地	平成２	89	386	71,844	186	1,575.7	4.1	52,437	135
	3	89	385	69,315	180	1,559.3	4.1	51,975	135
	4	89	383	69,790	182	1,587.0	4.1	51,596	135
	5	89	380	70,486	185	1,671.8	4.4	50,870	134
	6	89	377	69,131	183	1,664.2	4.4	50,161	133
	7	88	348	64,083	184	1,578.6	4.5	45,334	130
	8	87	327	59,289	181	1,498.5	4.6	42,590	130
	9	88	327	59,883	183	1,482.7	4.5	42,394	130
	10	88	316	56,683	179	1,459.1	4.6	41,060	130
	11	87	311	55,910	180	1,435.2	4.6	40,422	130
	12	88	309	55,129	178	1,450.5	4.7	40,091	130
	13	87	311	55,822	179	1,459.0	4.7	40,775	131
	14	86	305	54,571	179	1,431.6	4.7	40,075	131
	15	86	297	52,602	177	1,449.0	4.9	39,000	131
	16	86	295	50,262	170	1,383.2	4.7	38,054	129
	17	79	286	48,673	170	1,338.7	4.7	36,965	129
	18	62	300	52,227	174	1,424.6	4.7	38,777	129
	19	61	302	54,449	180	1,482.6	4.9	39,527	131
	20	60	312	56,552	181	1,517.2	4.9	41,103	132
	21	60	306	57,131	187	1,607.6	5.3	40,673	133
	22	58	295	55,784	189	1,603.9	5.4	39,225	133
	23	56	290	53,981	186	1,639.3	5.7	38,166	132
	24	56	291	53,904	185	1,638.9	5.6	38,333	132
	25	56	294	53,587	182	1,641.8	5.6	39,083	133
	26	56	295	53,094	180	1,679.8	5.7	39,576	134
	27	56	305	53,933	177	1,695.9	5.6	40,997	134
	28	55	300	53,054	177	1,694.6	5.6	40,568	135
	29	55	299	52,535	176	1,694.4	5.7	40,480	135
	30	55	294	50,321	172	1,676.4	5.7	39,478	135

(注)平成７年度から「他の地域開発制度」の指定状況に「豪雪地帯」と「特定農山村地域」が新たに加わっている。

市町村課作成

他の地域開発制度の指定状況					左のいずれにも該当しない地域数
過疎地域 キ	振興山村地域 カ	豪雪地帯 コ	うち特定豪雪地帯 サ	農山村振興地域 セ	ソ
191	246		54		88
201	241		52		90
198	239		56		90
200	241		58		85
198	244		58		84
176	220	113	52	235	33
163	202	108	51	251	22
160	204	106	50	277	22
158	197	102	49	268	22
152	190	102	48	262	23
153	191	102	48	256	23
133	192	104	47	261	22
130	193	101	46	259	23
132	185	99	45	254	21
130	179	102	44	250	21
127	174	101	45	242	20
137	183	105	45	253	22
132	186	102	43	253	22
137	197	105	47	264	22
138	201	104	47	260	20
131	192	104	47	249	20
152	191	101	45	248	18
149	188	101	43	246	15
152	189	104	47	243	21
149	188	102	46	245	22
152	189	103	48	245	23
146	185	106	44	240	23
146	182	94	44	239	28
145	181	96	44	234	28

28　市町村別地域指定等一覧

（平成30年３月31日現在）

市町村名 ＼ 略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
佐久	小諸市				○	
	佐久市	●	黒田・大月、東立科・美笹、丸山・馬坂・広川原、湯原新田・十二新田、協西・合の沢・大木・長者原・春日西久保・春日東久保、印内原・御牧原（望月）、苦水、東地	内山、春日	大沢、内山、志賀、切原、田口、本牧、布施、春日、協和	
	小海町	○		○	○	
	川上村		川端下、梓山、居倉、樋沢、秋山、大深山、原、御所平	○	○	
	南牧村		平沢、野辺山、板橋、川平、広瀬、市場、海ノ口、海尻	○	○	
	南相木村	○	三川・立原	○	○	
	北相木村	○	白岩	○	○	
	佐久穂町		大張・中尾・屋敷入、中谷、矢沢・宿戸、古谷、うそのくち、松井、八郡、大石、馬越、余地本郷、平川原、大日向本郷、下川原、館・旭、大岳、影・新田、穴原・筆岩、佐口・上野	大日向、栄、畑八	○	
	軽井沢町			伍賀	×	
	御代田町				×	
	立科町		蓼科・中尾	芦田	○	
	小計	●1 ○3	7（45）	9＜5（6） 4（7）	9（32）	－

市町村名＼略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
上小	上田市		菅平東組、菅平中組、菅平向組、菅平西組、渋沢、野倉、余里、上本入西部、上本入東部	傍陽、長、室賀、西内、武石	東内、西内、殿城、西塩田、室賀、傍陽、長、本原、武石	○※1
	東御市		聖、奈良原、東・西入		○	
	長和町	○	鷹山、小茂谷、姫木	大門、和田	○	
	青木村		入奈良本、弘法、釜房、湯原宮沢、原池	青木	○	
	小計	○1	4（20）	3（8）	4（20）	1
諏訪	岡谷市				×	
	諏訪市		後山		湖南	
	茅野市				米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山	
	下諏訪町				○	
	富士見町				○	
	原村				×	
	小計	－	1（1）	－	4（13）	－
上伊那	伊那市	●	横山、平沢、杉島、小屋敷、上新山、荊口、松倉、片倉、御堂垣外、山室	長藤、三義、藤沢、伊那里、美和	長藤、三義、藤沢、高遠、河南、伊那里、美和	
	駒ヶ根市		東部、吉瀬、中曽倉第1	中沢	中沢	

市町村名	略称	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
上伊那	辰野町		鴻ノ田、上野	川島	○	
	箕輪町			東箕輪	東箕輪	
	飯島町				七久保	
	南箕輪村				×	
	中川村	○	上北山方、柳沢、飯沼、上前沢	南向	○	
	宮田村				×	
	小計	●1 ○1	4（19）	5（9）	6（16）	－
下伊那	飯田市	●	梨子洞、毛呂窪、大屋敷、山中、法全寺、米峰、芋平、箱川、田力、泉垣外、程野、下栗、中郷、此田	千代、上、木沢、和田、八重河内、南和田	飯田、下久堅、千代、上久堅、上、木沢、和田、八重河内、南和田	○ ※2
	松川町		峠、柄山、長峰、中山、増野、西山		生田	
	高森町				○	
	阿南町	○	和合、和知野、帯川、梅田、鴨目、大島、新木田、雲雀沢	和合	○	
	阿智村	●	本谷園原、浪合北部、浪合東部、浪合中央部、浪合治部坂、上清内路	智里、浪合、清内路	○	
	平谷村	○		○	○	
	根羽村	○	北洞、東洞、西洞、南洞、小戸名浅間、小川中野	○	○	

市町村名	略称	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
下伊那	下條村		新田、親田、入野、阿知原、小松原、鎮西		×	
	売木村	○		○	○	
	天龍村	○	向方、坂部	○	○	
	泰阜村	○	金野、稲伏戸、三耕地、万場・黒見・明島、平島田、我科	○	○	
	喬木村		大島、加々須、氏乗、上の原		○	
	豊丘村		福島、佐原、長沢、壬生沢	神稲	○	
	大鹿村	○	梨原、北入、上青木、中峰、清水、上蔵	○	○	
	小計	●2 ○7	11（68）	10＜6（7） 4（11）	13（31）	1
木曽	木曽町	○	髭沢、下条、倉本、井原、屋敷野、牧、枠本、上条、川上・正沢、新地・渡沢、藤沢・小西、越・西又、小野原	新開、日義、開田、三岳	○	
	上松町	○	東奥	○	○	
	南木曽町	○	与川、柿其、広瀬、塚野、蘭、向粟畑・粟畑、大野正兼	○	○	
	木祖村	○	栗屋、栃の木	○	○	
	王滝村	○		○	○	
	大桑村	○	伊奈川	○	○	
	小計	○6	5（24）	6＜5（7） 1（4）	6（12）	－

市町村名	略称	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
松本	松本市	●	執田光、保福寺町上手町、みより、三和、入田、中塔、小室、八景山、安曇沢渡、安曇番所	錦部、中川、奈川、安曇	入山辺、今井、片丘、本郷、錦部、会田、五常、中川、奈川、安曇	○ ※3
	塩尻市	●	勝弦	楢川	宗賀、楢川	
	安曇野市				東川手、西穂高、烏川、三田	○ ※4
	筑北村	○		本城、坂井	○	
	麻績村	○	高桑部		×	
	生坂村	○	小立野	生坂	○	
	山形村		美野里ケ丘		×	
	朝日村		御馬越、北村、上組	○	○	
	小計	●2 ○3	6（17）	5＜1（1） 4（8）	6（23）	2
北安曇	大町市	●	川手、塩ノ川、青木、海ノ口、中綱、高瀬入・高瀬分譲地、宮本、千見、簗場、稲尾、中花見、源汲、西山、大塩	八坂、美麻	八坂、美麻	○ ※5
	池田町		陸郷、広津		陸郷、広津	
	松川村		鼠穴、川西		×	○
	白馬村		内山、青鬼、嶺方、野平、落倉		北城	◎

市町村名	略称	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
北安曇	小谷村	○	大網、池原、白馬大池、土倉、大渚、北小谷	○	○	◎
	小計	●1 ○1	5（29）	2<1（3） 1（2）	4（8）	○2 ◎2
長野	長野市	●	十二、山新田、高野、小田原、古藤、大森、芋井南部、門沢、下平、信里北部、小坂、七二会東部、宇和原、信級、信州新町南部、信州新町西部、長井、日下野東、日下野、地京原、伊折、奈良井、上組、和平、吉原、七二会北部、新田・聖北台、川口、上楠川、東京、峯区南、根越、芋井北部、芋井東部	豊栄、大岡、戸隠、鬼無里	浅川、川柳、塩崎、信里、真島、豊栄、西条、保科、大岡、牧郷、戸隠、柵、鬼無里、信州新町、中条	◎ ※6
	須坂市		峰の原	仁礼、豊丘	仁礼、豊丘	○ ※7
	千曲市		大田原横手		森、倉科、桑原、八幡、力石、更級	
	坂城町				×	
	小布施町				×	
	高山村		奥山田	○	○	◎
	信濃町	○	古海、高沢、黒姫・長水、北信、荒瀬原、瑞穂、柴津、熊坂・柄山	信濃尻	柏原、信濃尻、三水	◎
	飯綱町				×	○
	小川村	○	薬師、味大豆、法地		○	○
	小計	●1 ○2	6（48）	4<1（2） 3（7）	6（35）	○3 ◎3

市町村名＼略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
北信	中野市		永江北部、奥手山、三俣、米山		豊井、永田	○
	飯山市	○	富倉、一山、岡山上段、岡山下段、斑尾、桑名川	岡山	柳原、岡山、瑞穂	◎
	山ノ内町	○	発哺、丸池、熊の湯、乗廻	平穏 夜間瀬	○	◎
	木島平村	○	馬曲、高社山	住郷 上木島	○	◎
	野沢温泉村	○	虫生、七ケ巻、東大滝	市川	○	◎
	栄村	○	秋山、泉平、中央、北野	○	○	◎
	小計	○5	6（23）	5＜1（2） 4（6）	6（15）	○1 ◎5
県計		●8 ○29	55（294）	49＜20(28) 29(62)	64（205）	○10 ◎10

備　考

過疎	○過疎法２条指定 ●過疎法33条２項指定 ・佐久市（旧望月町の区域） ・松本市（旧四賀村、奈川村、安曇村の区域） ・塩尻市（旧楢川村の区域） ・長野市（旧大岡村、戸隠村、鬼無里村、信州新町、中条村の区域） ・伊那市（旧高遠町、旧長谷村の区域） ・飯田市（旧上村、旧南信濃村の区域） ・阿智村（旧浪合村、清内路村の区域） ・大町市（旧八坂村、旧美麻村の区域）
辺地	辺地名
振興山村 特定農山村	○市町村全域指定 地名は指定地域
豪雪	○豪雪 ◎特別豪雪 ※１　旧塩田町、旧川西村、旧丸子町、旧武石村を除いた地域。 ※２　旧南信濃村の地域。 ※３　旧安曇村の区域。 ※４　旧穂高町、旧堀金村の区域。 ※５　旧八坂村を除いた地域。 ※６　特別豪雪地帯は、旧戸隠村、旧鬼無里村の地域。豪雪地帯は、旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更町、旧更北村、旧松代町を除いた地域。 ※７　旧東村の地域。

・県計及び小計の数字は市町村数、（　）内は地域数
・振興山村、特定農山村の（　）内は旧市町村数

29　「地域発　元気づくり支援金」の概要

1　趣　　旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2　交付対象者

(1)　市町村、広域連合、一部事務組合

(2)　公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

3　交付対象事業

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業
産業振興、雇用拡大 （観　光） （農　業） （林　業） （商　業） （その他）	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進、就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの場の創出

4　重点的に推進するテーマ

県全域及び地域ごとに重点的に推進するテーマを設定し、その取組をさらに推進するため、該当事業の補助率をかさ上げ

5　交付対象外事業

(1)　長野県が交付する補助金等の交付対象事業

(2)　国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業

(3)　分担金、負担金の支出に限られる事業

(4)　宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業

(5)　専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

6　交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源も対象経費に含める。）

【交付対象外経費】

①　団体・施設の運営費や人件費

②　用地取得又は賃借に要する経費及び補償費

③　地方債の償還に充当する費用

④　調査研究及び計画作成に係る経費

⑤　食糧費（ただし、一部事業を除く。）

7　支援金の交付額

(1)　補助率

事　業	対　象　者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3／4以内	4／5以内
ハード事業	市町村等(下記の市町村を除く。)	1／2以内	2／3以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2／3以内	3／4以内
	公共的団体等	2／3以内	3／4以内

(2)　補助限度額　補助額の下限30万円

30　市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金一覧

（平成30年４月１日現在）

市町村名	名　　称	補助対象者	補　助　率	担当課・係	電話番号
長　野　市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	５人以上でまちづくりを行う市民活動団体（住民自治協議会を含む）等	1回目：10分の7（限度額：70万円） 2回目：10分の6（限度額：60万円） 3回目：10分の5（限度額：50万円）	地域活動支援課	026-224-5033
	長野市地域いきいき運営交付金	市内３２地区住民自治協議会	前年度交付基準額×1/2＋前年度交付基準額×1/2×前年度地区世帯数/前々年度地区世帯数＋人件費等固定費（世帯数割増あり）	地域活動支援課	026-224-7615
松　本　市	松本市地域づくり推進交付金	市内35地区	３５地区への定額交付（均等割＋世帯割）	地域づくり課	0263-34-3280
	松本市地域振興事業補助金	地区関係団体、市民活動団体、企業等	補助率８／１０以内 下限１００万円、上限１，０００万円		
	地域福祉活動事業補助金	市民の任意団体	支え合い活動事業 ・健康づくり事業 補助率10/10以内（上限50千円） ・外出支援事業 補助率10/10以内（上限100千円） ・家事支援事業 補助率10/10以内（上限50千円） 基盤整備事業 ・団体設立支援事業 補助率10/10以内(上限50千円) ・居場所づくり準備事業 補助率10/10以内(上限50千円) ・居場所改修整備事業 補助率3/4以内(上限350千円) 等	福祉計画課	0263-34-3227
上　田　市	上田市わがまち魅力アップ応援事業	自治会 地区自治会連合会 ５人以上の市民で構成される市民活動団体	１０／１０以内 （限度額：最大５年間で200万円）	市民参加・協働推進課	0268-75-2230
岡　谷　市	地域サポートセンター交付金	自治会(市内19区)	・設置区の運営及び事業に対する補助 設置から3年間（36月分）　月額10,000円 ・設置区の事業推進に対する補助 設置から36月経過後　月額5,000円	秘書広報課	0266-23-4811
	岡谷市各区行政事務交付金	自治会	予算の範囲内で行政区へ均等割、人口割、世帯割により配分		
飯　田　市	ムトス飯田支援事業 （ムトス飯田助成金）	ムトス飯田推進委員会 （地域づくり団体、自治会、ＮＰＯ法人、個人）	市はムトス飯田推進委員会に対して10/10 (※ムトス飯田市民ファンド等を含む。) ムトス飯田推進委員会が２通りのメニューで助成する。 ①まちづくり・地域づくり応援事業 助成額：事業費の７０%以内（限度額は３０万円） ②多様な主体が連携する協働活動 ２つ以上の団体による「新たに連携協働し、新たに始める地域づくり活動」を応援 助成額：３０万円を協働した団体で分配	ムトスまちづくり推進課 市民協働係 （ムトス飯田推進委員会事務局）	0265-22-4511
諏　訪　市	諏訪市がんばる地域支援金	区・自治会	①ソフト事業 4/5以内 （限度額30万円） ②ハード事業 3/4以内 （限度額30万円）	地域戦略・男女共同参画課	0266-52-4141
	諏訪市区運営費等交付金	区	区運営費分（均等割、世帯割）及び回覧経費分（回覧組数割）により算定		
	ＳＵＷＡを磨くまちづくり支援金	まちづくり団体等	①若者まちづくり挑戦事業 ※団体構成員の半数以上が30歳未満 10/10以内（限度額：15万円） ②輝くまち・ひと促進事業 4/5以内（限度額10万円）		
須　坂　市	須坂市地域づくり推進事業交付金	地域で組織された地域づくり推進委員会	１０／１０	中央公民館	026-245-1598
小　諸　市	小諸市市民活動促進事業補助金	市民５人以上で構成される市民活動団体	１０／１０ 限度額　１回目：20万円 ２回目：15万円	企画課 市民協働推進係	0267-22-1700
伊　那　市	伊那市協働のまちづくり交付金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 （各地域自治区へ110万円～360万円を配分）	地域創造課 地域振興係	0265-78-4111
	コミュニティ振興事業補助金	自治組織 地域づくり団体等	45/100以内 （限度額：100万円）		
	高遠町ふるさと創生活動支援金 長谷ふるさと創生活動支援金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内		
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	１０／１０以内 （限度額：50万円 原材料支援は40万円 市民団体設立支援は10万円）	企画振興課 企画調整係	0265-83-2111
中　野　市	中野市中心市街地まちづくり調査研究事業補助金	市街地の非営利団体	・調査研究費用：1/2以内 （限度額：30万円） ・調査研究の専門家派遣費用：10/10以内 （限度額：70万円）	営業推進課 賑わい創生係	0269-22-2111
	中野市活性化推進イベント支援事業補助金	特定任意団体	・中心市街地に賑わいをもたらす催し物等に要する費用 1/3以内 （限度額：50万円）		
	中野のチカラ応援交付金	市民活動団体	・団体提案型事業　3/4以内 （限度額：30万円） ・市提案型協働事業　10/10以内 （限度額：10万円）	政策情報課 政策推進係	0269-22-2111
大　町　市	ひとが輝くまちづくり事業・花づくり活動事業	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	１０／１０以内（審査結果による） 限度額 ◆ひとが輝くまちづくり事業 ・伝統文化の継承事業 50万円 ・まちづくり事業 はじめようまちづくり活動　20万円 ひろげようまちづくり活動　150万円 地域創生活動 50万円 ・活動継続支援事業　20万円 ◆花づくり活動事業 20万円	まちづくり交流課 市民活動支援係	0261-22-0420

市町村名	名　　称	補助対象者	補　助　率	担当課・係	電話番号
飯　山　市	飯山市輝く地域づくり支援金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	補助率7/10、限度額50万円(重点テーマ該当の場合、補助率8/10、限度額100万円)	企画財政課 ふるさと応援係	0269-62-3111
茅　野　市	茅野市みんなのまちづくり支援事業	複数人で構成される市民活動団体	・イベント・企画支援事業 １０／１０以内（限度額：10万円） ・スタート支援事業 １年目　９／１０以内（限度額：20万円） ２年目　８／１０以内（限度額：20万円） ３年目　７／１０以内（限度額：40万円） ・協働活動支援事業 ６／１０以内（限度額：30万円）	市民活動センター	0266-75-0633
	茅野市地域コミュニティ活動助成金	地区コミュニティ運営協議会及びこれに準じた団体	・地域コミュニティ活動促進事業 １０／１０以内 （限度額：100万円） ・地域コミュニティ活動調査・研究事業 １０／１０以内 （限度額：10万円　※同一事業についての継続利用は3年まで）	パートナーシップのまちづくり推進課	0266-72-2101
塩　尻　市	塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金	市民公益活動団体	体験型（トライアル）10/10以内 （限度額：10万円） 発展型（ステップアップ）7/10～9/10以内 （限度額：20万円～40万円）	交流支援課 市民活動支援係	0263-53-3350
	塩尻市ふれあいのまちづくり事業補助金	自治会 地区関係団体等	・地域づくり事業2/3以内（限度額80万円） ・計画策定事業2/3以内（限度額20万円） ・ずくだし事業10/10以内（限度額20万円）	地域振興課 地域づくり係	0263-52-0280
	塩尻市地域活性化支援事業交付金	自治会	10／10以内（1地区1事業とし、限度額200万円。ただし、予算の範囲内とする。）		
佐　久　市	佐久市まちづくり活動支援金	５人以上で構成される市民活動団体	１／２以内（限度額：高額補助枠100万円、少額補助枠10万円）	広報情報課 市民活動係	0267-62-3075
千　曲　市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】 原則１／２～４／５以内 【ソフト】 原則１／２以内 （共に限度額は事業により異なる）	総合政策課 協働推進係	026-273-1111
東　御　市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	・事業補助 ５／１０～１０／１０ （限度額：100万円） ・団体補助 ５／１０以内 （限度額：５万円）	地域づくり・移住定住支援室	0268-62-1111
安 曇 野 市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	市民活動団体 （地域型組織・目的型組織）	対象経費の１／２以内 （限度額：20万円）	市民生活部 地域づくり課	0263-71-2494
	地域力向上事業交付金	市内83区等	対象経費と20万円のいずれか低い額（上限額：20万円）		
小　海　町	集落再生支援事業	自治会	10/10（限度額：100万円）	総務課企画係	0267-92-2525
佐 久 穂 町	区活動助成金	自治会	区活動助成金 均等割　19,800円～58,500円　58区 世帯割　2,400円　4,250世帯	総務課庶務係	0267-86-2525
	コミュニティ提案型まち活性化事業補助金	住民5人以上で構成されるコミュニティ団体	・チャレンジ部門（新たに団体を組織する場合、補助1回のみ）補助率10/10以内、限度額20万円 ・ステップアップ部門（既存のコミュニティ組織、同一事業3回限度）補助率1/2以内、限度額20万円 ・集落部門（集落の将来計画を策定する場合、補助1回のみ）補助率10/10以内、限度額5万円	総合政策課政策推進係	0267-86-2553
川　上　村	川上村地域活性化事業推進補助金	個人（村民）、法人、団体	補助率50～70%（限度額100万円）	企画課 政策調整室	0267-97-2121
南 相 木 村	南相木村元気が出る支援金	自治会 地域づくり団体 法人 個人	【ソフト】１０／１０以内 【ハード】２／３以内 （限度額：50万円）	総務課 企画財政係	0267-78-2121
北 相 木 村	北相木村集落活性化交付金	自治会	１０／１０ （限度額：80万円）	総務企画課	0267-77-2111
	地域ふれあい活性化交付金	自治会	１０／１０ （限度額：20万円）	住民福祉課	0267-77-2111
軽 井 沢 町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業	住民５名以上で構成する団体（NPO法人含む）	１／２以内 （限度額：25万円）	総合政策課都市デザイン室 （軽井沢２２世紀風土フォーラム事務局）	0267-45-0121
	区交付金	自治会	均等割及び戸数割により算定	総務課 行政総務係	0267-45-8298
御 代 田 町	御代田町まちづくり事業支援金	住民５名以上で構成する団体	１／２以内 （限度額：20万円）	企画財政課 地域振興係	0267-32-3112
立　科　町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 おおむね町民10名以上の団体	・１年目～３年目　７５／１００以内 （限度額：１５万円） ・４年目～１０年目　５０／１００以内 （限度額：７万５千円） ・新規団体を起ち上げての事業実施 １年目のみ１００／１００以内 （限度額１５万円）	企画課 企画振興係	0267-88-8403
長　和　町	長和町町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 （５人以上でまちづくり事業を行う住民組織） 公共的団体 （自治会、産業経済団体等）	・まちづくりに関する事業 ６／１０（限度額：20万円） ・組織づくりを目的とする事業 １０／１０（限度額：　5万円）	企画財政課 まちづくり政策係	0268-68-3111
青　木　村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：１団体２０万円以内	総務企画課	0268-49-0111
下 諏 訪 町	下諏訪力創造チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治組織 ＮＰＯ法人 個人等	１０／１０以内 （限度額：原則100万円）	総務課企画係	0266-27-1111
	下諏訪町まちづくりサポーター支援事業補助金	まちづくりサポーター	１０／１０以内 （限度額：年度予算の範囲内）		

市町村名	名　　称	補助対象者	補　助　率	担当課・係	電話番号
富士見町	富士見町区及び集落組合振興補助金	自治会	区の振興及び活性化を図る事業 均等割り・世帯割等 （限度額：年度予算の範囲内）	総務課庶務人事係	0266-62-9322
原　　村	原村おらほうの村づくり事業補助金	地域づくり団体 自治組織等	集落行動計画策定・推進：10/10以内（限度額：50万円×5ヶ年度） その他：3/4以内（限度額：100万円）	総務課 企画振興係	0266-79-7922
辰　野　町	協働のまちづくり支援金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	【ソフト】１０／１０以内 【ハード】１／２以内 （限度額：40万円）	まちづくり政策課	0266-41-1111
箕　輪　町	地域総合活性化事業交付金	区 町民を含む５人以上で構成する団体	限度額：原則20万円	企画政策課 まちづくり政策係	0265-79-3111
飯　島　町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	10/10以内（備品購入費は1/4以内） （限度額：20万円）	地域創造課 地域係	0265-86-3111
南 箕 輪 村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体	１年目　　10/10以内（限度額：30万円） ２年目以降2/3以内（限度額：20万円） （３年を限度とする）	地域づくり推進課 地域振興係	0265-98-6640
中　川　村	特色ある地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会	限度額：10万円（３年を限度とする）	振興課商工観光係	0265-88-3001
宮　田　村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	１０／１０ （限度額：50万円）	みらい創造課協働係	0265-85-3181
松　川　町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	３人以上の住民等で構成される団体	【ソフト】10/10以内（限度額：30万円） 【ハード】2/3以内（限度額：50万円）	まちづくり政策課 まちづくり推進係	0265-36-7014
高　森　町	元気もりもりチャレンジ支援金	５人以上の住民で構成される団体	４／１０～９／１０以内	経営企画課　協働推進係	0265-35-9441
阿　南　町	まちづくり事業等支援要綱	地域づくり団体・自治会	７／１０ （限度額：3年間で100万円 １年間30万円を限度として３年間）	総務課企画防災係	0260-22-2141
	平成30年度新規事業 集会施設等整備支援事業補助金 （～29年度までコミュニティ振興対策事業補助金）	区および集落	新築　　8/10　7,000千円限度額 増築改築　8/10　2,000千円限度額 ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ、水洗化 　　8/10　1,000千円限度額		
阿　智　村	21世紀村づくり委員会事業支援金	５人以上の住民で構成される団体	１０／１０ （限度額：10万円）	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業（モデル事業分）	自治会	１０／１０以内 （限度額：40万円）		
	自治会活動支援金交付事業（美しいふるさとづくり事業）	自治会	１０／１０以内 （限度額：50万円）		
根　羽　村	地域づくり支援金	区、洞 ３人以上の住民で構成される団体	70%以内（限度額：50万円）	総務課	0265-49-2111
下　條　村	地域づくり交付金	自治会	１０／１０ （限度額：12万～24万円）	総務課 企画財政係	0260-27-2311
	地域づくり特別事業支援金	区、常会、各種団体等	１／２以内 （上限：20万円）		
天　龍　村	いきいき活動支援金	５人以上の住民で構成される団体	【ハード】２／３以内 【ソフト】１０／１０以内 【給付型】5万円以内	地域振興課 移住定住推進係	0260-32-2001
泰　阜　村	地域活性化活動等助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備：8/10 ・イベントの開催：5/10 （限度額：共に10万円）	村づくり振興室 村づくり振興係	0260-26-2111
喬　木　村	活性化創造支援金事業	地域づくり団体 自治会	【ハード】２／３以内（限度額:50万円） 【ソフト】３／４以内（限度額:30万円）	企画財政課	0265-33-5129
	地域づくりアドバイザー事業	自治会	・アドバイザー招聘経費 　１０／１０以内（限度額：40万円）		
豊　丘　村	自らつくる地域づくり事業交付金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 （限度額：ハード200万円、ソフト50万円）	総務課企画財政係	0265-35-9050
大　鹿　村	大鹿村地域活性化事業補助金	自治会、組合、団体等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 （年間の予算限度額：100万円） 国、県補助事業に該当する事業の補助率は、補助対象経費の1/10以内	総務課企画財政係	0265-39-2001
上　松　町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額：5万円	企画財政課企画政策係	0264-52-2001
南 木 曽 町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	１０／１０以内	もっと元気に戦略室	0264-57-2001
木　曽　町	木曽町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	①地区活性化事業：一般分1/2（限度額：30万円） ②楽しい村運動推進事業：10/10以内（限度額：30万円） ③一般事業：10/10以内（限度額：50万円）	企画財政課	0264-22-4287
木　祖　村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	１０／１０ （限度額：10万円）	総務課企画係	0264-36-2001
	木祖村建設資材支給事業	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	１０／１０		
王　滝　村	王滝村絆助成事業（予定）	行政区、又は地域的な協働活動を行っている団体	１０／１０以内 （限度額：50万円）	村おこし推進課	0264-48-2001
大　桑　村	大桑村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	１回目：10/10以内 限度額100万 ２回目：2/3以内 限度額60万 ３回目：1/3以内 限度額30万 （1事業3回を限度とする）	総務課企画係	0264-55-3080
	地域景観整備事業補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	１／２以内 （限度額：30万円）		

市町村名	名　　称	補助対象者	補　助　率	担当課・係	電話番号
麻　績　村	麻績村むらづくり活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治会	１０／１０以内(ただしハード事業は2/3以内)(限度額30万円)	村づくり推進課	0263-67-4851
	ふるさと麻績村応援団助成事業補助金	地域づくり団体 自治会	１０／１０以内(ただしハード事業は2/3以内)(限度額5万円)		
生　坂　村	生坂村絆づくり支援金	地域づくり団体 自治会	７／１０以内（限度額：30万円）	村づくり推進室	0263-69-3111
朝　日　村	地区活動費交付金	村内34地区	34地区への定額補助（均等割＋世帯割）	総務課	0263-99-2001
筑　北　村	筑北村協働事業支援金	自治会 地域づくり団体	１０／１０以内（ただし、継続事業は補助率を下げて支援。また備品については、1/2以内） （限度額：10万円）	企画財政課	0263-66-2111
池　田　町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 ＮＰＯ法人	１０／１０（限度額：30万円） 自治会が集会施設で使用するための机や椅子は２／３ （上限50万円・１回限り）	企画政策課 町づくり推進係	0261-62-3129
松　川　村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人 行政区	環境整備事業　10/10（限度額10万円） 地域づくり事業 ・対象経費15万円を超える事業 1回目：10/10 2回目：8/10 3回目：8/10 （ともに1回あたり100万円を上限とし、3回までの合計で200万円を上限） ・対象経費15万円以下の事業 10/10（限度額15万円） 自立活動支援事業　10/10（限度額10万円）	総務課政策企画係	0261-62-3111
白　馬　村	白馬村地域づくり事業補助金	自治会	・１／２～２／３　地域づくり事業 （限度額：30万円）	総務課企画係	0261-72-5000
小　谷　村	小谷村むらづくり補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	【ハード】10/10（限度額：原則50万円） 【ソフト】1/２（限度額：原則15万円）	総務課企画財政係	0261-82-2001
	小谷村地域の語り合い事業補助金	行政区を基本として、流域単位、大字単位など、広域に組織する（個人や仲間的組織は不可）。	地域で課題を解決するために必要な事業（８割以上の同意が必要） １０／１０ 同意（署名）の世帯数×1万円 最大2年度まで可		
	小谷村地域づくり補助金	行政区を基本として、流域単位、大字単位など、広域に組織する（個人や仲間的組織は不可）。	（語り合い事業の発展系） １０／１０ 同意（署名）の世帯数×10万円 最大5年度まで可		
坂　城　町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	１０／１０以内 （限度額：自治区30万円、団体5万円）	企画政策課まち創生推進室	0268-82-3111
小 布 施 町	コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】１／３～３／４以内 【ソフト】１／２以内 （限度額：事業により異なる）	企画政策課	026-214-9102
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・１年目　3/4以内（限度額：300万円） ・２年目　2/3以内（限度額：300万円） ・３年目以降1/2以内（限度額：100万円） （1事業につき年1回とし、5回を限度とする）		
高　山　村	自治区施設整備等補助金	自治会	１／３～３／５	総務課総務係	026-245-1100
山 ノ 内 町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	・行政区、自治会9/10（限度額：45万円） ・その他団体　7/10（限度額：27万円）	総務課企画係	0269-33-3111
木 島 平 村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	【ハード】2/３以内（限度額40万円） 【ソフト】10/10以内（限度額20万円）	総務課政策情報係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	・行政区　4/5以内（限度額：30万円） ・団体　3/5以内（限度額：20万円）	総務課企画財政係	0269-85-3111
信　濃　町	地域活動支援交付金	自治会 その他団体等（区または総代の推薦が必要）	１０／１０以内 （限度額：10万円）	総務課まちづくり企画係	026-255-5920
飯　綱　町	飯綱町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内（限度額：4万円） ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 ４／５以内（限度額：10万円） ・対象経費が20万円以上100万円未満の事業 １／２以内（限度額：20万円） ・対象経費が100万以上の事業 １／５以内（限度額：50万円）	企画課企画係	026-253-2511
小　川　村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 ＮＰＯ法人	・１年目：10/10（限度額：30万円） ・２年目：7/10（限度額：20万円） ・３年目：5/10（限度額：15万円） （３年を限度とする）	建設経済課産業係	026-269-2323
栄　　村	集落支援交付金	集落区	各集落・公民館の独自活動支援 均等割、世帯割等（予算の範囲内）	総務課行政係	0269-87-3112
	ふるさと復興支援金	集落区（複数集落の共同体を含む）	集落独自の地域活性化につながる事業 4/5以内（限度額：上限500万円、下限20万円）	総務課企画財政係	

73市町村	103　事　業

31　地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の概要

1　事業の概要

地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）は、民間事業（設備投資）に対する地方公共団体の無利子融資である。地方公共団体がその地域の振興に寄与すると考える民間事業者に対して一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援の下に行われる。

ふるさと融資は、必要な資金の全額を貸付けるものではなく、地方公共団体が金融機関等と協調して融資を行うものであり、融資比率は貸付対象費用の35％（過疎地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域等は45％）以内となっている。

申込先は、事業地の地方公共団体（県または市町村）で、地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう原資は起債でまかなわれ、起債利息の75％に対して交付税措置される。（起債の元本に対しては、転貸債のため実質公債費比率に算定されない。）

2　対象事業

市町村及び県が行う地域総合整備資金の貸付事業（ふるさと融資）

3　充当率及び交付税措置

充　当　率　100％

交付税措置　利子負担相当額の75％（用地取得費に係る部分については50％）
民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、補助額の75％

4　充当資金

地方公共団体金融機構資金、銀行等引受資金
（償還期限は、５年以上15年以内（うち５年以内の据置期間含む））

5　その他

平成30年４月改訂、一般財団法人地域総合整備財団発刊の「ふるさと融資の手引き」、「ふるさと融資Ｑ＆Ａ」及び平成27年４月改訂、「貸付予定事業の事務取扱いについて」を参照すること。（財団ホームページにも掲載されています。）

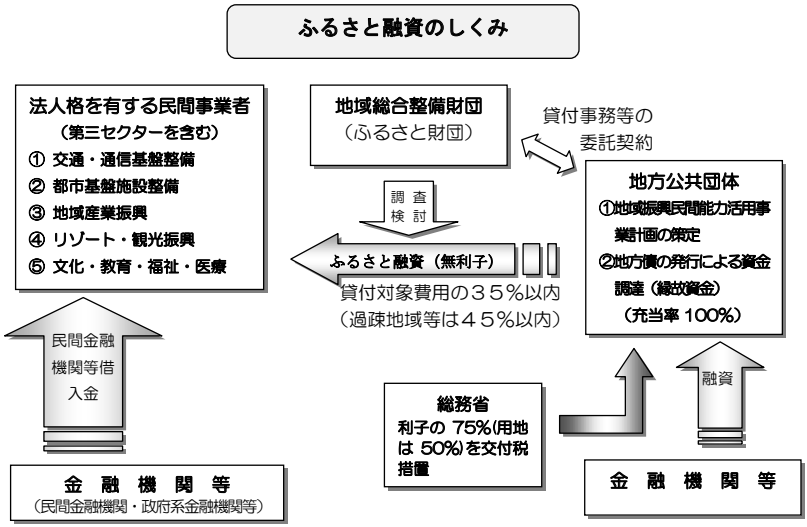

地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の概要

（適用期間：平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

ふるさと融資は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、ふるさと財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金の貸付を行う事業です。

貸付主体

都道府県又は市町村（地域総合整備財団（ふるさと財団）の総合的な調査・検討結果に基づき融資を行う）

貸付対象者

第三セクターを含む法人格を有する民間事業者

貸付対象事業の主な要件

地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた事業で、以下の要件を満たす場合

１　新規雇用者増加　都道府県・指定都市からの融資　１０人以上
　　市町村からの融資　１人以上

※再生エネルギー電気事業の新規雇用者増加要件はいずれも１人以上

２　設備投資総額　１千万円以上（用地取得費除く。）

３　事業共用開始　用地取得等の契約後５年以内

４　対象事業の性格　公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるものであること。

※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。

・第三者に売却又は分譲する予定の事業

・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

貸付限度額

市町村（政令指定都市以外）からの融資を受ける場合

	通常の地域		過疎・みなし過疎（旧過疎地域に限る）、離島地域、特別豪雪地帯		定住自立圏・連携中枢都市圏・東日本大震災被災地域
	一般の地域	沖縄県地域再生計画認定地域	一般の地域	沖縄県地域再生計画認定地域	
通常施設	10.5 億円	13.1 億円	13.5 億円	16.8 億円	16.8 億円
複合施設	15.7 億円	19.6 億円	20.2 億円	25.3 億円	25.3 億円
融資比率	35%		45%		45%

（注）１　「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。

２　融資上限額は、対象事業に係る貸付対象費用総額に融資比率を乗じた額と、融資限度額のいずれか小さい額となる。（なお、融資額は概ね３百万円以上とする。）

３　「定住自立圏」とは、定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに関連する事業が対象。

４　「連携中枢都市圏」とは、連携中枢都市圏形成協約又は連携中枢都市圏ビジョンに関連する事業が対象。

貸付利率及び償還期限

●貸付利率　無利子

●償還期間　５年以上１５年以内（うち５年以内の据置期間含む）

担保

民間金融機関による連帯保証が必要です。

貸付主体への財政措置

地方公共団体は、ふるさと融資の原資を地方債で調達します。

（地域総合整備資金貸付事業債（充当率１００％：縁故資金））

この地方債の利子７５％（用地分は５０％）は、特別交付税で地方公共団体に対して補てんされます。また、地方公共団体が民間業者に連帯保証料の補助を行う場合、補助額の７５％について、当該地方公共団体に対して特別交付税措置されます。

ふるさと融資の具体的な事務の流れ（平成30年４月）

	手順		民間事業者	地方公共団体（貸付団体）	財団		備考
貸付決定	(1)ふるさと融資制度の利用の協議		→	○		企画調整課	
	(2)事前相談・調整		←→	←→	←→		
	(3)借入申込み及び総合的な調査・検討依頼		→	→	○		随時（注１） ＜地方公共団体が市町村の場合は、財団と併せて都道府県へ写しを提出＞
	(4)補足資料等の提出・調整		←- - -	- - -	→ |	調査・管理課	（注２）
	(5)案件検討会				○ |		年３回開催
	(6)地方支援調査委員会				○ |		年３回開催
	(7)総合的な調査・検討の結果通知 （総務省から起債同意等予定額の通知）			←	←		＜財団から地方公共団体へ送付。 （都道府県へは写しを送付）＞ ※結果通知時期は財団にお問合せ願います。
	貸付決定通知		←	←			
貸付実行等	(8)貸付事務委託契約			←→	←→		貸付事務包括委託契約 締結済の貸付団体は不要
	(9)貸付実行関係事前調整		←→	←→	←→		貸付実行は、民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了後を基本とする。
	(10)起債			○ |			（注３）
	(11)貸付実行	貸付金を財団口座へ振込		→	→ |		
		貸付金を事業者口座へ振込	←- - -	- - -	- - - |		
	(12)完了報告		→	→	→		
償還	(13)償還（注４）	償還金を財団口座へ振込	- - -	- - -	→ |		毎償還日（半年に１回）
		償還金を貸付団体口座へ振込		←	←		
	(14)借入金残高状況報告		→	→			毎決算期 財団への提出は不要

注１）財団への総合的な調査･検討依頼書提出時までに、地方公共団体において貸付要綱を定めること。

注２）補足資料の提出及び質問状のやりとりは、地方公共団体を経由して行うことを基本とする。
財団と民間業者の間で直接やりとりを行うこともあるが、その際には、地方公共団体にも参考送付する。

注３）起債に係る予算措置は、貸付実行時までに行うこと。

注４）会社合併、対象事業の譲渡、保証行変更及び保証履行等の債権保全上必要な事務については、財団へ相談願いたい。

32　コミュニティ助成事業の概要（(一財)自治総合センター実施事業）

1　事業趣旨

宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

2　助成事業一覧

事業名		助成額（10万円単位）	助成対象
(1)一般コミュニティ助成事業		100～250万円	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備
(2)コミュニティセンター助成事業		対象事業費の3/5以内（1,500万円を限度）	集会施設の建築又は大規模修繕
(3)地域防災組織育成助成事業			
	ア 自主防災組織育成助成事業	30～200万円	自主防災組織の防災活動に必要な備品の購入
	イ 消防団育成助成事業	50～100万円	消防団の防災活動に必要な備品の購入
	ウ 女性防火クラブ育成助成事業	100万円以内（防火防災訓練用資器材の整備は60万円以内）	女性防火クラブの防災活動に必要な備品の購入
	エ 幼年消防クラブ育成助成事業	40万円以内	幼年消防クラブの育成等に必要な備品の購入
	オ 女性消防隊育成助成事業	100万円以内	女性消防隊の防災活動に必要な備品の購入
	カ 少年消防クラブ育成助成事業	100万円以内	少年消防クラブの防災活動に必要な備品の購入
(4)青少年健全育成助成事業		30～100万円	青少年の健全育成に資するソフト事業
(5)地域づくり助成事業			
	ア 共生の地域づくり助成事業	1,000万円以内（ソフト事業は500万円以内）	住民にやさしいまちづくりを進めるための設備整備又はソフト事業
	イ 活力ある地域づくり助成事業	1,000万円以内（ソフト事業は200万円以内）	商店街活性化に資する設備等の整備又は地域資源の活用や広域的な連携を図る特色あるソフト事業
(6)地域の芸術環境づくり助成事業		500万円以内	地域交流プログラムを伴うソフト事業
(7)地域国際化推進助成事業		200万円以内	国際化の推進に資するソフト事業

※(1)一般コミュニティ助成事業及び(3)地域防災組織育成助成事業については、（公財）長野県市町村振興協会においても同様の助成を行っています。

3　その他の助成事業

事業名	助成額（10万円単位）	助成対象
環境保全促進助成事業（全国モーターボート競走施行者協議会助成事業）	コミュニティ組織実施事業：100万円以内 市町村実施事業：200万円以内	環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業
シンポジウム助成事業（全国モーターボート競走施行者協議会助成事業）	300万円以内	シンポジウム 「パネルディスカッション」(必須) 「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等
宝くじスポーツフェア	事業の実施に要する経費は自治総合センターが負担（一部開催地負担あり）	(1)ドリーム・ベースボール (2)はつらつママさんバレーボール (3)ドリーム・サッカー